

預金商品の概要 [流動性預金]

令和2年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	普通預金
2. 販売対象	法人・個人
3. 期間	特に期間の定めはありません
4. 預入	
(1) 預入方法	随時預け入れできます。
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しできます。
6. 利息	
(1) 適用金利	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	年2回(3月、9月)の金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	1年を365日とする日割り計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
(4) 税金	個人：20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 法人：総合課税
7. 手数料	キャッシュカードによる払い戻し等の場合にはカード規定に定める手数料がかかることがあります。 <u>令和2年4月1日以降開設の口座には普通預金規定に定める未利用口座管理手数料がかかることがあります。</u> (手数料一覧表をご覧ください)
8. 付加できる特約事項	個人の場合は「総合口座」の取扱いができます。 キャッシュカードによる払い戻し等の場合には通帳・印章は不要です。 個人の場合はマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. その他参考となる事項	公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)